

岩手県下水道公社ソフトウェア再構築（その2）業務委託契約書（案）

- 1 業務名 岩手県下水道公社ソフトウェア再構築（その2）業務委託
- 2 委託料 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇円）
- 3 委託期間 令和5年3月25日まで
- 4 契約保証金 〇〇〇円（契約金額の100分の10）又は免除

公益財団法人岩手県下水道公社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の定めた別紙仕様書により、岩手県下水道公社ソフトウェア再構築（その2）業務委託（以下「委託業務」という。）を誠実に実施し、甲は、その費用として、上記委託料を支払う。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（指示）

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第3条 甲は、必要があると認める場合は、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（実施計画書）

第4条 乙は委託業務に係る実施計画書（様式第1号）を作成し、この契約締結後7日以内に甲に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された実施計画書については、甲がその内容を不相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、これを変更するものとする。

（業務責任者）

第5条 乙は、委託業務を管理する業務責任者を定め、この契約締結後7日以内に業務責任者選任届出書（様式第2号）により甲に届け出なければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合にあっては、この限りではない。

2 乙は、別紙仕様書に規定する成果物（以下「成果物」という。）（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の文書による承認をえたものについては、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第

三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止させることができる。

2 前項の場合において、委託料及び委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び完了確認)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに成果物を添えて業務完了報告書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告書等を受領したときは、10日以内に委託業務の完了を確認する検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に適合しないときは、甲の指示に従い、これに適合させるための措置を取り、その結果を甲に報告するものとする。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、委託業務が完了し、第9条第2項の検査に合格したときは、委託料請求書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受領した場合には、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

第11条 乙の責めによる事由により成果物の納入が不能となった場合には、乙は委託料を請求できない。

(遅延利息)

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合は、乙に対して、支払遅延の日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(損害賠償等)

第13条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

(甲の催告による解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 第3の委託期間内に業務が終了しないとき、又は委託業務を終了する見込みがないと乙が認めるとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (3) その他乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。
- (2) 乙がこの契約の委託業務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
- (3) 乙が債務の一部の履行が不能な場である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思

- を明確にした場合において、残存する部分のみでは契約した目的が達成できないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明確なとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

（契約解除に伴う損害賠償）

第16条 第14条又は第15条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

《契約保証金を免除した場合》

第16条 第14条又は第15条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

（契約解除に伴う特例）

第17条 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合において、委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票の引き渡しを受けることができる。

（暴力団等の通報）

第18条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（委託料の返還）

第19条 乙は、第18条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(延滞金)

第20条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

(違約金)

第21条 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(秘密の保持)

第22条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(契約保証金の還付)

第23条 契約保証金の納付が行われているときは、乙がこの契約を履行したとき又はこの契約を解除したときは、乙に還付するものとする。

(補則)

第24条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県盛岡市東見前3地割10番地2
公益財団法人岩手県下水道公社
理事長 八重樫 弘明

乙 (住所)
(会社名)
(代表者)

実施計画書

年 月 日

公益財団法人岩手県下水道公社

理事長 様

受託者住所
氏名

印

次のとおり実施計画書を作成しましたので提出します。

委託業務名	岩手県下水道公社ソフトウェア再構築（その2）業務委託		
履行場所	岩手県盛岡市東見前地内		
委託料	金		円
契約年月日	年	月	日
業務の期間	年	月	日 ~ 年 月 日

(作業工程)

業務内容	種別	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

監督員	年 月 日確認	印
-----	---------	---

業務責任者選任届出書

令和 年 月 日

公益財団法人岩手県下水道公社

理事長 様

受託者住所

氏名

印

次のとおり業務責任者を定めたので、届け出ます。

委託業務名	岩手県下水道公社ソフトウェア再構築（その2）業務委託
委託料	金 円
契約年月日	年 月 日
業務の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
業務責任者	

(注) 1 経歴書を添付のこと。

業務完了報告書

年 月 日

公益財団法人岩手県下水道公社

理事長

様

住所

氏名

印

委託業務を完了したので、契約書第9条の規定により報告します。

記

- 委託業務名 岩手県下水道公社ソフトウェア再構築（その2）業務委託
- 契約年月日 年 月 日
- 業務の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

委託料請求書

年 月 日

公益財団法人岩手県下水道公社

理事長 様

受託者住所

氏名

印

年 月 日付けで契約を行った岩手県下水道公社ソフトウェア再構築（その2）業務委託について、契約書第10条の規定により請求します。

記

1 請求金額

請求金額	金	円
契約金額		円

2 振込先銀行名

受取人住所	
名 義	
振込先金融機関名	銀行 店
預貯金種別	
口座番号	